

議案第 5 3 号

岩倉市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

岩倉市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 8 月 2 6 日 提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例（昭和46年岩倉市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第31条」を「同法第31条」に改める。

第2条第1項中「任命権者の面前において」を削り、「に署名して」を「を市長に提出して」に改める。

第3条中「任命権者」を「市長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。